

令和4年度 海岸地区まちぢから協議会 主要事業の実績表

令和5年5月23日
第1回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料8-1

[illegible]

認定コミュニティ活動状況資料

海岸地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～8
委員名簿	9

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	10～15
当該年度の活動計画書及び収支予算	16～17
特定事業の概要	18
(広報紙発行事業)	
特定事業実施報告書	19～20
(広報紙発行事業)	

【参考資料】

- ・海岸まちぢから第8号（令和4年7月1日）
- ・海岸まちぢから第9号（令和5年1月1日）
- ・海岸まちぢから市民集会報告（令和4年12月15日）

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（新たな地域コミュニティの取り組みを進める社会的背景）

海岸地区は、海に面した地域性からマリンスポーツ文化が根付き、明治中期以降の別荘地としての歴史を背景に、市内にとどまらず、多くの人から閑静な住宅地として人気を集めている。そのような中、海岸地区は13の自治会を中心に、福祉、青少年育成、防災、環境保全といった様々な分野で多くの団体が活動し、地域生活を支えてきた。

しかし、情報化社会の発展やそれに伴う生活様式の変化により、地域にとらわれない大きな範囲でのつながりが可能となり、コミュニティの基盤となる地域への関心、連帯感が薄れてきている。また、各団体の取り組みも専門性が高く、地域課題に対し個別に対応する状況となっている。一方で、高齢者や子どもの見守りなど、地域全体で協力して取り組まなければならない事柄は増加傾向にあり、従来自治会が中心となり担ってきた、あらゆる世代がつながり支え合うまちづくりを継続、発展させていくためには、地域住民や地域で活動する各種団体が積極的に連携し、協力していく必要性が高まっている。

（海岸地区で新たな地域コミュニティの取り組みを進める理由）

多くの方に愛されている海を大切にし、自然と文化が共存する海岸地区であり続けるためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならない。また、従来自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに高め、地域横断的な取り組みを進めることが必要となることから、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、新たな地域コミュニティの形成を図ることとした。

（海岸地区での新たな地域コミュニティの取り組みを進める目的）

（1）協議の場

地域住民と市が協働して、地域の様々な立場の方々が、自分たちの地域について話し合い、地域の課題を共有し、協議をする。

（2）まちぢからの醸成

地域の課題を解決するために必要なサービスや事業を、地域が市と協働して実行することにより、地域で活動している多様な担い手の連携を推進する。また、地域住民の地域活動への新たな参画を促進し、地域活動を活性化し、まちぢからを高める。

（3）自助・共助・公助のまちづくり

活力のある地域社会を持続可能なものとしていくため、地域と市がそれぞれの責任の下で役割を担い、日常の問題を解決する環境づくりを進めることで地域における支え合いのカタチを再構築し、共助の拡大につなげる。

（4）地域住民主体の市政

地域の事情を踏まえ、地域住民と市が協働して、地域の多様な方々が協議することにより、地域で何を優先して実施すべきかの選択が行えるようになり、地域が優先すべき地域課題に予算・設備を効果的に活用し、事業展開ができるようにする。

認定審査基準確認表

海岸地区まちぢから協議会

審 査 基 準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R 5年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第2条に市長が告示する海岸地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図4」と規約第2条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「海岸地区に属する各単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり13自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（9）に規定あり。（（7）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）海岸地区社会福祉協議会の代表 （3）海岸地区民生委員児童委員協議会の代表 （8）地域包括支援センターあいの代表 （9）ボランティアセンター海岸の代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （6）東海岸体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （4）茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会の代表 （5）東海岸小学校区青少年育成推進協議会の代表	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（2）～（9）（（7）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（10）に規定あり。	・申請時と同様で規程に変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第9条、第21条～第25条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第9条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第1条に名称及び事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第3条に目的、第8条に代表者に関する事項、第9条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

海岸地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称
- 第2条 区域
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 役員
- 第7条 役員の任期
- 第8条 役員の任務
- 第9条 会議
- 第10条 総会
- 第11条 総会の種別
- 第12条 総会の招集
- 第13条 総会の議決事項
- 第14条 総会の議事録
- 第15条 運営委員会
- 第16条 運営委員会の招集
- 第17条 運営委員会の決定事項
- 第18条 役員会
- 第19条 役員会の招集
- 第20条 役員会の所掌事項
- 第21条 部会
- 第22条 部会長及び副部会長の任務
- 第23条 部会長及び副部会長の任期
- 第24条 部会の招集
- 第25条 部会の協議事項
- 第26条 海岸地区コミュニティセンターの管理運営
- 第27条 事務局
- 第28条 事業及び会計年度
- 第29条 経費
- 第30条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第31条 必要事項

(名称及び所在地)

第1条 本会は、海岸地区まちぢから協議会と称し、その所在地を海岸地区コミュニティセンター（東海岸北5-16-20）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する海岸地区（以下「海岸地区」という。）とする。

(目的)

第3条 本会は、住みよい地域社会の構築のため、地域課題を把握・協議し、市と協働して、自主的・主体的に課題解決に向けた地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) 海岸地区コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 海岸地区に属する各単位自治会の代表
 - (2) 海岸地区社会福祉協議会の代表
 - (3) 海岸地区民生委員児童委員協議会の代表
 - (4) 茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (5) 東海岸小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (6) 海岸地区体育振興会の代表
 - (7) 海岸地区コミュニティセンター管理委員会の代表
 - (8) 地域包括支援センターあいの代表
 - (9) ボランティアセンター海岸の代表
 - (10) 公募による者
 - (11) 本会が推薦する者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、総会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。
 - 3 委員は再任を妨げない。
 - 4 委員の定数は、30名以内とする。
 - 5 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、委員として職務を行わなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は再任を妨げない。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、役員として職務を行わなければならない。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 書記は、事務局を統括する。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

2 会議は、各会議を構成する者の過半数の出席により成立する。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出をもって出席とみなすことができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

5 会議には、各会議を構成する者以外の者に出席をもとめ、意見を聞くことができる。

(総会)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 本会の役員の選任及び解任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第16条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

第17条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員等の入会又は退会に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 部会の設置及び廃止に関すること。
- (4) 各部長の選任及び解任に関すること。
- (5) 各部会が協議した事項に関すること。
- (6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
- (8) 住民への周知に関すること。
- (9) その他委員から提案された事項に関すること。

(役員会)

第18条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

第20条 役員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。

(2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関すること。

(3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第21条 部会は、部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、委員から選任する。

4 部会員は、当該部会への参画の意志があるものとする。

5 副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。

6 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第22条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第23条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、運営委員会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は再任を妨げない。

4 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、部会長及び副部会長としてその職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第24条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第25条 部会は、所掌する事項について調査・審議する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(海岸地区コミュニティセンターの管理運営)

第26条 本会の中に海岸地区コミュニティセンター管理委員会を設ける。

2 海岸地区コミュニティセンター管理委員会は、海岸地区コミュニティセンターの管理運営を行い、所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第27条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の事項を行う。

- (1) 会議の資料の作成に関すること。
- (2) 会議の議事録の作成に関すること。
- (3) 会計事務に伴う事項に関すること。
- (4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第28条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第29条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第30条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、役員会及び運営委員会に報告する。

(必要事項)

第31条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成28年3月27日から施行する。

この規約は、海岸地区コミュニティセンター管理委員会の組織組み入れに伴い、令和2年9月19日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年4月23日の定期総会の議決に基づき、令和4年4月23日から施行する。

海岸地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、海岸地区まちぢから協議会規約第25条第2項の規定により、海岸地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 海岸地区まちぢから協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

また、必要に応じて部会内にグループを設置し、互選によりグループリーダーを置く。

(1)広報部会

ホームページグループ

広報グループ

掲示板グループ

(2)防災安全部会

(3)イベント企画部会

市民集会グループ

合同新年会グループ

梅まつりグループ

盆踊り検討グループ

(部会の所掌事項)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする

(1)広報部会

イ ホームページに関する事

ロ 広報紙等に関する事

ハ 掲示板設置に関する事

ニ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関する事

(2)防災安全部会

イ 防災訓練の実施に関する事

ロ 安全・安心な暮らしに関する事

ハ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関する事

(3)イベント企画部会

イ 市民集会、合同新年会、梅まつり等海岸地区まちぢから協議会が主催、共催する一般的催しに関する事。

ロ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関する事

附 則

この規程は、平成29年6月24日から施行する。

この規程は、平成30年6月23日に一部改正し直ちに施行する。

海岸地区まちづくり協議会 運営委員名簿

(注)本名簿は個人情報保護に十分留意して取り扱うこと。

2023年4月22日現在

	役 職	氏 名	住 所 E-mail Address	電 話	所 属
1	会長	林 正明			東海岸北二丁目自治会
2	副会長 部会長	真野 宗直			東海岸南三丁目自治会
3	副会長 部会長	丸山 泰			東海岸南一丁目自治会 海岸地区民生委員児童委員協議会
4	書記	今泉 勲			東海岸小学校区青少年育成推進協議会
5	会計	渡辺 末一			東海岸北四丁目自治会
6	監事 コミセン 会長	佐藤 良一			海岸地区コミュニティセンター運営委員会
7	監事	山本 俊夫			ボランティアセンター海岸 東海岸北一丁目自治会
8	部会長	山田 秀砂			推薦委員
9		島田 渡			東海岸南五丁目自治会
10		米井 博之			東海岸北三丁目自治会
11		仁井田 徳久			東海岸北五丁目自治会
12		大野 茂生			東海岸南二丁目自治会
13		中村 嘉人			東海岸南四丁目自治会
14		和田 智弘			東海岸南六丁目自治会
15		小林 正尚			パシフィックガーデン茅ヶ崎自治会
16		鈴鹿 隆司			海岸地区社会福祉協議会
17		原 京子			茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会
18		加藤 大嗣			海岸地区体育振興会
19		町田奈津美			地域包括支援センターあい
20		登尾 泉美			推薦委員
21		飯田 誠一			推薦委員
22		佐野 奈緒子			公募委員
23	担当職員	清水 大空	茅ヶ崎1-1-1 shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp	81-7126	茅ヶ崎市役所市民自治推進課

令和4年度事業報告承認の件

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和4年 4月 7日	4月役員会	(1)定期総会について
4月 23日	定期総会	(1)議案第1号 規約改正(案)について (2)議案第2号 令和3年度事業報告について (3)議案第3号 令和3年度収支決算(案)について (5)議案第4号 役員の選任(案)について (6)議案第5号 令和4年度事業計画(案)について (7)議案第6号 令和4年度収支予算(案)について
23日	4月運営委員会	(1)2022年度感震ブレーカー設置について (2)「自治会役員名簿・加入世帯数」提出 (3)委員の選任について (4)部会・グループの見直しについて (5)部会報告・団体報告 (6)その他情報交換
5月 19日	5月役員会	(1)運営委員会の議案検討
22日	5月運営委員会	(1)2022年度日程変更(案)について (2)2022年度部会名簿配布 (3)部会報告・団体報告 (4)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
6月 16日	6月役員会	(1)運営委員会の議案検討
18日	6月運営委員会	(1)まちぢから協議会名簿訂正について (2)部会報告・団体報告 (3)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
7月 21日	7月役員会	(1)運営委員会の議案検討
23日	7月運営委員会	(1)部会報告・各団体報告 (2)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
8月 18日	8月役員会	(1)運営委員会の議案検討
20日	8月運営委員会	(1)第47回市民集会について (2)合同防災訓練について (3)部会・団体報告
9月 22日	9月役員会	(1)運営委員会の議案検討
24日	9月運営委員会	(1)部会報告・各団体報告 (2)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
10月 20日	10月役員会	(1)運営委員会の議案検討
22日	10月運営委員会	(1)部会報告・団体報告 (2)2023年度うみかぜテラス先行予約について (3)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
11月 17日	11月役員会	(1)運営委員会の議案検討
19日	11月運営委員会	(1)部会報告・各団体報告

実施日	会議の名称	主な内容等
		(2)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
12月22日	12月役員会	(1)運営委員会の議案検討
24日	12月運営委員会	(1)部会報告・各団体報告 (2)2023年度海岸地区まちぢから協議会主要日程(案) (3)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
令和5年 1月19日	1月役員会	(1)運営委員会の議案検討
1月21日	1月運営委員会	(1)部会報告・各団体報告 (2)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
2月16日	2月役員会	(1)運営委員会の議案検討
2月18日	2月運営委員会	(1)うみかぜテラス指定管理者制度の進捗について (2)部会報告・各団体報告 (3)神奈川県「自転車条例・ルールBOOK」印刷依頼 (4)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
3月16日	3月役員会	(1)運営委員会の議案検討
3月18日	3月運営委員会	(1)2023年度定期総会について (2)自治会加入世帯数等提出依頼 (3)団体代表者の変更等について (4)神奈川県「自転車条例・ルールBOOK」配布 (5)部会報告・各団体報告 (6)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項

(2) 広報部会（広報紙グループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和4年 4月23日	第1回編集会議	令和4年度発行計画
5月21日	第2回編集会議	第1回広報紙発行経緯説明
6月18日	第3回編集会議	第2回広報紙発行経緯説明
6月25日	第4回編集会議	第8号納入・配布
8月20日	第5回編集会議	第9号企画検討
9月23日	第6回編集会議	第9号企画検討
10月22日	第7回編集会議	第9号企画検討
12月23日	第8回編集会議	第9号納入・配布
12月24日	第9回編集会議	第10号企画検討

*企画案等の詳細検討については、会議によらずメール等により、意見の交換を実施

(3) 防災安全部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和4年 6月16日	第1回防災安全部会	女性防災会議開催趣旨について
7月24日	第2回防災安全部会	2回目女性防災会議開催趣旨について
9月10日	第3回防災安全部会	合同防災訓練開催について
10月1日	第4回防災安全部会	合同防災訓練説明会
10月29日	第5回防災安全部会	合同訓練行政・学校参加者を加えた担当役員反省会
11月16日	第6回防災安全部会	合同防災訓練反省会

*企画案等の詳細検討については、会議によらずメール等により、意見の交換を実施

(4) イベント企画部会（市民集会グループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和4年 7月 9日	第1回会議	テーマの検討、質問の募集方法を決定
21日	第2回会議	市民集会実施要領、集会までの準備スケジュール決定
31日		ポスター、回覧チラシの配付
8月 18日	第3回会議	要望書提出に向けた編集作業
9月 3日	第4回会議	集会の進め方、会場レイアウト等の検討
17日	市民集会	「うみかぜテラス」にて開催
10月 20日	第5回会議	行政からの回答を市民集会 G で共有
11月 26日	リモート（メール）	海岸地区住民に向けた市民集会報告書の編集確認
12月 1日		海岸地区住民に向けた市民集会報告書の印刷発注
12月 8日		海岸地区住民に向けた市民集会報告書の配付

(5) イベント企画部会（梅まつりグループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和4年 12月 22日	第1回グループ会議	令和5年梅まつり開催案の検討
令和5年 1月 12日	第1回実行委員会	令和5年梅まつり実施要領の説明、質疑
1月 12日	第2回グループ会議	令和5年梅まつり準備状況確認
1月 22日	第2回実行委員会	令和5年梅まつり実施要領改訂版の説明、質疑
1月 25日	第3回グループ会議	開催用備品チェック、整理
1月 31日	第4回グループ会議	開催用品購入買い出し
2月 3日	第5回グループ会議	開催用品搬出準備
2月 19日	第3回実行委員会	反省事項質疑

(6) イベント企画部会（盆踊りグループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
		8月15日に東海岸小学校で予定しておりました海岸地区盆踊りは、新型コロナ感染対策の一環として、開催を中止いたしました。

2 事業の実施

実施予定日	区分	事業名	内容・実施体制・参加者数
令和4年 8月14日	主催	海岸地区盆踊り	新型コロナ対策のため開催中止
9月17日	主催	市民集会	別記載
10月15日	主催	海岸地区防災訓練	別記載
令和5年 2月11日	共催	梅まつり	別記載
通年	主催	感震ブレーカー設置事業	別記載

●市民集会

参加者 82 名（一般住民 55 名、まちぢから協議会 20 名、市・県議会議員 5 名、行政 13 名）

コロナ禍の影響により、3 年ぶりの開催となった。今回は、議論を深めるため、テーマを「海岸地区の交通安全」に絞り、事前質問に対する行政からの回答をもとに意見交換を行った。

【事前質問】

1. 交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）の創設に対する茅ヶ崎市の対応について
2. 雄三通り、たまや前交差点への「押しボタン式信号機」の再設置要望
3. 雄三通りのバリアフリー化工事の継続
4. 高齢者に配慮した道路整備を望む
5. 交通安全教室（自転車）の実施方法について
6. 一中通りの安全対策について
7. 海岸地区の交通安全について
8. 駐車場から出る車への指導について

●海岸地区防災訓練

令和4年10月15日（土）東海岸小学校にて開催、参加人数 100 名（自主防災組織 60 名・教職員 2 名・配備職員 12 名・防災対策課職員 6 名・民生児童委員 20 名）

新型コロナウイルス感染症の影響で防災関係者に規模を縮小、避難所開設・受け入れ運営までの手順確認と検証を実施。事前説明会を実施し、避難所開設の 8 つの主な業務を時系列に並べ、各担当の役割分担確認を実施。

当日は校庭の開錠・施設外観の応急危険度判定・避難所開設し避難者（民生児童委員）に HUG カードの中から家族を選定し擬似していただき、受け入の手順をシュミレーションしました。パーテーション 28 基とブルーシートを本番通りに配置体育館内のゾーニングの受け入れ体制を確認。

避難者（民生児童委員）の誘導では、屋外で発熱者や体調不良者をと一般避難者を分けし、受付で避難者の属性を考慮した滞在場所を決定。

訓練の気づきとして

- ：避難所開設には人手が必要になるので避難者の協力を得る事
- ：避難者の属性・ゾーニング別の割り振りには明確な線引きが必要で訓練を重ねる事が重要
- ：次回は地域住民のかた方に避難者として参加いただいた実地訓練を想定。

●梅まつり

コロナ禍の影響により 3 年ぶりの開催であったことや、晴天にも恵まれ、多くの方に来場して頂いた。今回は、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会との共催事業としての開催に加え、茅ヶ崎市より後援名義も取得した。

催し物として、甘酒を無料配布（1,500 名分）、お茶席（有料 200 名分）、直営販売として焼きそば、焼き鳥、フランクフルト、綿菓子、ポップコーン、とん汁、売店として、低農薬米販売、浜田

屋（和菓子）、みらまーる（クッキー）、陶器雑貨など、賑わった。また、今年度は5年ぶりに焼き芋の販売も復活し、賑わった。

●感震ブレーカー設置事業

大規模地震時の通電火災対策として、まちぢから協議会が中心となって地区内の自治会で29年度より感震ブレーカーの設置作業を行っている。

コロナ禍の経験を活かし、新型コロナウイルス感染対策を徹底しながら啓発及び必要に応じた活動を実施することができた。

具体的には、海岸地区として、80個の申請を行い、東海岸北二丁目自治会：10個、東海岸北四丁目自治会：10個、東海岸南二丁目自治会：60個の設置に務めた。

なお、次年度から海岸地区まちぢから経由ではなく、各自治会からの申請となる。

●広報活動事業

概 要 海岸地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知した。

実 施 海岸まちぢから8号（令和4年7月1日発行 9,000部印刷 全戸配布）

海岸まちぢから9号（令和5年1月1日発行 9,000部印刷 全戸配布）

海岸まちぢから市民集会特別号（令和4年12月15日発行 9,000部印刷 全戸配布）

令和4年度 海岸地区まちから協議会収支決算

収入の部

項 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	750,000	738,000	運営等助成金 250,000円 うみかぜテラス施設使用料補助 180,000円 特定事業助成金(広報紙発行事業) 198,000円 防災訓練補助金 110,000円
繰越金	5,598	5,598	令和3年度繰越金
分担金	116,000	78,884	防災訓練自治会連合会分担金 38,204円 茅ヶ崎南地区梅まつり分担金 40,680円
事業費	590,000	596,299	合同新年会会費 150,000円 梅まつり売り上げ・協賛金・お祝い金 446,299円
その他	2	2	利息等
合 計	1,461,600	1,418,783	

支出の部

項 目		予算額	決算額	内 訳
運 営 費	【本部】	1,080,000	980,539	
	事務費	30,000	8,253	消耗品、印刷費等
	会議費	50,000	18,932	レジュメ代
	広報啓発費	50,000	109,631	市民集会報告書 81,326円 ポスター・チラシ発行 28,305円
	事業費	935,000	830,723	地区防災訓練 148,204円 合同新年会 150,000円 梅まつり 527,519円 広報掲示板保険 5,000円
	負担金	15,000	13,000	
	返還金	0	0	
	【3部会】	0	0	部会活動は、本部費で計上
	小計	1,080,000	980,539	
うみ かぜ テラ ス 施設 使用 料	使用料	180,000	146,680	教室使用料
	市への返還金		33,320	
	小計	180,000	180,000	
広 特 報 定 紙 事 業 発 行 助 事 成 業 金	委託料	198,000	237,600	印刷校正委託(仕分け作業含む) 9,000部×2回
	予備費	0	0	
	市への返還金	0	0	
	小計	198,000	237,600	
繰越金		0	20,644	
予備費		3,600	0	
市への返還金(トータル)		0	33,320	
合 計		1,461,600	1,418,783	

令和4年度事業計画

海岸地区まちぢから協議会の規約に基づく目的を達成するために次の取り組みを実施する。

1 課題把握

各団体や住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い、各分野・各部会とともに、課題を整理し、調査・研究を行い、課題解決までの方法等について検討を行う。

2 課題解決

把握した課題を協議する中で、各団体や地域住民及び行政と協働による課題解決に取り組む。

3 事業等の実施

表1及び表2のとおり、継続した事業を実施する。

4 地域集会施設の指定管理

海岸地区まちぢから協議会が、活動の拠点である地域集会施設の管理委員会と連携することによって、より良い地域活動の推進を目指す。

5 その他

表2にある各種事業については、コロナ禍における地域活動について、市民集会をはじめ防災訓練等の事業について、感染拡大防止に努めるとともに、新たな手法を含めたより良い事業実施のあり方を検討する。

【表1】

	事業項目	実施予定日	内 容
1	海岸地区まちぢから協議会の運営に関すること	通年	○海岸地区まちぢから協議会の目的を達成するための事業等について、役員会・運営委員会等で随時協議していく。 ○総会、役員会、運営委員会の開催のほか運営に関する事務
2	広報活動の強化検討	通年	○人員を刷新し、ホームページの運営、広報紙発行（6/15、12/15予定）及び掲示板の維持管理・活用に関する協議をしていく。

【表2】

	事業項目	実施予定日	内 容
1	海岸地区感震ブレイカー設置事業	通年	○大規模地震時の通電火災対策のため、各自治会が実施している啓発及び新規設置等に関する必要な支援を実施する。
2	盆踊りの開催	8月14日(日)	○地域住民の連帯感を高め、地震などの災害時に自助・共助の力を発揮するため盆踊りを検討、まちぢから協議会から実行委員会を組織し、開催する。
3	海岸地区市民集会	10月1日(土)	○地区住民が感じている茅ヶ崎市の課題等について、行政と協議することを目的に開催する。
4	海岸地区防災訓練	10月15日(土)	○実行委員会を設け、運営方法を協議していく。
5	海岸地区新年会	令和5年 1月14日(土)	○実行委員会を設け、実施計画を協議していく。
6	梅まつり	令和5年 2月11日(土)	○実行委員会を設け、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会との共催をより積極的に実行計画を協議していく。

令和5年度 海岸地区まちぢから協議会収支予算

収入の部

項 目	前年度決算額	予算額	内 訳
補助金	738,000	1,349,600	運営等助成金 250,000円 うみかぜテラス施設使用料補助 180,000円 特定事業助成金(広報紙発行事業) 237,600円 特定事業助成金(海岸地区の事業を活用した周知・啓発事業 (梅まつり、盆踊り等)) 560,000円 防災訓練補助金 122,000円
繰越金	5,598	20,644	令和4年度繰越金
分担金	78,884	40,000	防災訓練自治会分担金(R4年度実績:38,204円)
事業費	596,299	1,290,000	合同新年会会費 150,000円(R4年度実績:150,000円) 梅まつり売り上げ・協賛金・お祝い金 440,000円(R4年度実績: 446,299円) 盆踊り協賛 700,000円
その他	2	0	利息等
合 計	1,418,783	2,700,244	

支出の部

項 目		前年度決算額	予算額	内 訳
運 営 費	【本部】	980,539	2,052,000	
	事務費	8,253	30,000	消耗品等
	会議費	18,932	50,000	コピー代
	広報啓発費	109,631	100,000	市民集会報告書 ポスター・チラシ発行
	事業費	830,723	2,017,000	盆踊り 1,160,000円 地区防災訓練 162,000円 (R年度実績:148,204円) 合同新年会 150,000円 (R4年度実績:150,000円) 梅まつり 540,000円 (R4年度実績:527,519円) 広報掲示板保険 5,000円
	負担金	13,000	15,000	
	返還金	0	0	
	【3部会】	0	0	部会活動は、本部費で計上
	小計	980,539	2,212,000	
う み か ぜ テ ラ ス	使用料	146,680	180,000	教室使用料
	市への返還金	33,320	0	
	小計	180,000	180,000	
広 特 定 紙 事 業 行 助 成 業 金	委託料	237,600	237,600	印刷校正委託(仕分け作業含む) 9,000部×2回
	予備費	0	0	
	市への返還金	0	0	
	小計	237,600	237,600	
繰越金		20,644	0	
予備費		0	70,644	
市への返還金(トータル)		33,320	0	
合 計		1,418,783	2,700,244	

特定事業の概要（海岸地区・海岸地区まちぢから協議会広報紙発行事業）

広報紙による海岸地区まちぢから協議会の活動内容について、情報発信を積極的に行い、協議会活動を知り、興味・関心をもってもらうことが重要であるため、本事業の継続的な実施に至っている。

積極的な活動を行っているものの、まだまだ地区住民のまちぢから協議会に対して認知が十分ではなく、今後の事業展開を進めるうえで、新たな担い手の発掘や意見を求めながら協議会認知度の向上を図る必要がある。

また、自治会未加入者への情報提供が不十分であることも課題となっているため、地区内の公共施設、自治会館等に配架することによって施設利用者をはじめ様々な住民への周知に努めている。

（１）事業の概要

◆事業概要

海岸地区まちぢから協議会広報紙発行事業

協議会の活動内容及び新たな担い手の募集を掲載した広報紙を地区内全戸に配布。

◆事業の内容

【実施主体】 海岸地区まちぢから協議会

【企画・編集】 広報部会（部長１名 部会員５名）

【印刷・校正】 委託

【配布・回覧】 地区住民への全戸配布、公共施設等への配架等
地区のホームページに掲載

（２）事業のねらい

協議会の活動紹介、地区情報を提供する広報紙を発行し地区全世帯に配布することで、自治会未加入者も含め地区住民すべてが自地区についての情報を得ることを目的とする。

広報紙の発行による効果については、組織の透明性や、活動の民主性を高めることができ、協議会からさまざまな情報を発信することで、少しでも地域活動に興味・関心を持つ人が増え、事業や部会に参加して、地域活動の推進につながることを期待できる。

（３）令和４年度実績

印刷部数 各９，０００部で地区内１２自治会内に全戸配布（海岸まちぢから８号、９号）

※予備含む市役所及びコミセン、自治会館に配架

特定事業実施報告書（海岸地区・広報紙発行事業）

事業の実施内容	活動内容	地区住民が自地区についての情報を得て、関心を持ち、当事者として行動することを期待し、海岸地区まちぢから協議会の活動紹介、地区情報を提供する広報紙を発行し地区全世帯に配布すること。		
	活動期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		
	実施体制	広報部会広報紙グループ	周知方法	全戸配布及びコミセン、市役所に配架。地区HPに掲載。
	参加者数	広報部会広報紙グループ（グループ長1名 グループ員5名）	実施日	通年 発行日：令和4年7月 令和5年1月
事業の目的や効果は達成できましたか	本事業では、全戸配布を実施することで、非自治会員にも協議会の存在や活動を広く周知することができた。また、社会情勢を注視しつつ、事業を再開したため、動きのある協議会を地区住民に周知することができた。			
事業を計画的に実施することができましたか	編集会議等については、コロナ禍での経験を活かし、メール等を活用しながら調整を進めることで、充実した内容の広報紙を令和4年7月1日（第8号）と令和5年1月1日（第9号）に発行することができた。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	継続して広報紙を発行してきた経験値から紙面掲載内容を精査してきたものの、事業を再開したことにより、多くの情報を発信する必要が出てきた。十分に精査は行ったものの、今後の社会情勢を鑑みると紙面を増やしていく必要があると考える。また、それに伴う費用の捻出が課題だと感じている。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	協議会の活動や情報を周知するだけでなく、新たな担い手となる部会員を募集する記事や、メールアドレス掲載による開かれた組織のPR、参画しているメンバーの知り合いを通じた本事業についての意見聴取等、多角度からの意見聴取に努めた。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	部会員の中には、子育ての合間を縫って親子で参加しており、忙しい中でも自身の役割を全うするために活動を行うことができた。また、コロナ禍で掲載記事に悩んでいた時期もあったが、事業が再開し、地区住民に伝えたい情報が増えたことで、活動が充実した。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	掲載した内容について感想を頂戴する等、確実に協議会の認知度は上がってきていると体感している。協議会への入口こそ様々だが、まずは認識して頂くことが、地域コミュニティ醸成へと繋がっていくと考えている。 また、今年度より協議会に新たに参画した公募委員は子育て世代であり、多世代が一丸となって、地域の課題を考える素地が出来上がりつつある。			
課題と今後の展望について	上記で一部述べたが、費用を念頭に置きながら紙面を検討してきたが、事業の再開に伴い、発信すべき情報が多くなってきた。事業とその主体がリンクすることで、更なる認知度が向上すると考えられる。次年度は、内容を精査しながらも、ページ数をコロナ前に戻して発行していきたい。			

収支決算書

収入

科 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	198,000	198,000	認定コミュニティ特定事業助成金
負担金	0	39,600	自己負担分
計	198,000	237,600	

支出

科 目	予算額	決算額	内 訳
委託料	198,000	237,600	印刷・校正委託（仕分け作業含む）
計	198,000	237,600	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

先の熊本地震では地震での直接死は50名、6年後の今、災害関連死を含むと276名までに増えています。震度7クラスの地震に2度続けて見舞われるという特殊なケースですが、死者の約8割が70代以上、3割が80代で、その内9割が既往症を持つ方でした。



震災後の心的ストレスは避難所・自宅・車中泊・移住に限らず環境の変化がリスクを抱えた人の体調悪化を招いています。この点からも避難所運営にいちばん必要なことは、心の通じ合えるコミュニティの存在と人を思いやる気持ちです。防災部会では、平時から各参加団体の意見を取り込み話し合った中で、「2つの大切なこと」を最優先に研修会開催や地域住民の参加の下での訓練を重ねていく予定です。

コロナ禍で何度か順延していた、感染症蔓延化での避難所運営について、5月29日(日)に愛生会赤沼医師を講師に迎え研修会を開催しまし

た。今回はこの研修会内容を皆さんにお知らせする予定です。

海岸地区の住民の皆様、避難所は、その地域コミュニティの全てが映し出されます!!

海岸地区は「あたたかい思いやりを軸に、地域住民・全世代の多様な視点からの知をいかして地域防災力をどこまで上げられるか」のチャレンジをしていきます!!

「ご自分の知識が家族を守る」との考えのもと、防災部会に参加しませんか。特にいま必要なのは女性の視点や新たな視点を防災に活かすことです!! お待ちしています。

ひさ
(防災安全部会 部会長 山田 秀砂)



編・集・後・記



「海岸まちぢから」の創刊は平成30年(2018年)8月で、丁度4年が経過したことになる。号数も8号となった。なんだ未だ僅か4年か、とお思いかもしれないがコロナ禍で行事が全て中止となった2年があり、掲載記事に頭を悩ませた4年間でもあった。なんとか休刊せずに8号を発行できてホッとしている。

本広報紙の発行目的は、自治会加入の有無に関係なく、地域に関係する方全員の繋がりをはかることにある。まだまだ理想には程遠く、目的を達成するには工夫の余地満載だと痛感する次第。(M.M.)

海岸まちぢから

住んで良かったまちづくり

第8号

発行日 令和4年7月1日 第8号
 発行人 海岸地区まちぢから協議会
 会長 林 正明
 海岸地区コミュニティセンター
 TEL 0467-82-6618
 印刷 ストリートファクトリー
 TEL 0467-81-5594

「住んで良かったまち」から 「住み続けたいまち」へ



海岸地区まちぢから協議会
副会長 丸山 泰

日増しに海の青さが夏らしく輝きを増してきた今日この頃、皆様におかれましては、夏のいびきを感じられていることと思います。

コロナウイルス感染防止の観点から2年間市ならびにまちぢから協議会の行事は全て中止となりました。今年度も制約のある活動にはなると思いますが、当協議会キャッチフレーズ「住んで良かったまちづくり」をめざして活動してまいります。

主な活動として

1. 安心・安全のための防災・減災活動

① 感震ブレーカー設置事業

小規模住宅密集地域(クラスター)である海岸地区において、大規模地震発生時の通電火災対策として感震ブレーカーを全自治会員宅の70%以上に設置を完了し今後

も継続してまいります。

- ② 防災訓練の実施
- ③ 防災研修会の開催

2. みんなが楽しめるイベントの開催及び支援

- ① 盆踊りの開催
- ② 梅まつりの共催
- ③ 地区社会福祉協議会主催のふれあいの集い支援(11月13日、うみかぜテラス)
- ③ 茅小・東小学区推進協のお祭り行事支援

3. 地域課題の発見と解決

- ① 市民集会の開催

4. 日頃の地域づくり活動の推進・支援

地域で活動する自治会・協議会を支援するとともに、情報を交換及び共有し、行政とも密接に連携・協力してまいります。

5. 広報活動

- ① 広報紙「海岸まちぢから」発行(年二回)
- ② 掲示板(14か所)での情報周知

これらの活動を通じて地域の皆さんに「住んで良かったまち」から「住み続けたいまち」と思ってもらえるよう頑張っておりますので、ご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

海岸地区まちぢから協議会には広報部会、防災安全部会、イベント企画部会が組織され、それぞれ、まちぢから協議会の活動の一端を担っています。

防災に関する資格を持っている、写真撮影が趣味、ホームページを作ったことがある、広報紙発行の経験がある方などで、まちぢから協議会の活動に関心のある方のお力を求めています。ぜひご参加ください。

ご参加いただける方は、メールアドレス

kaigan.machidikara@gmail.com にご連絡ください。

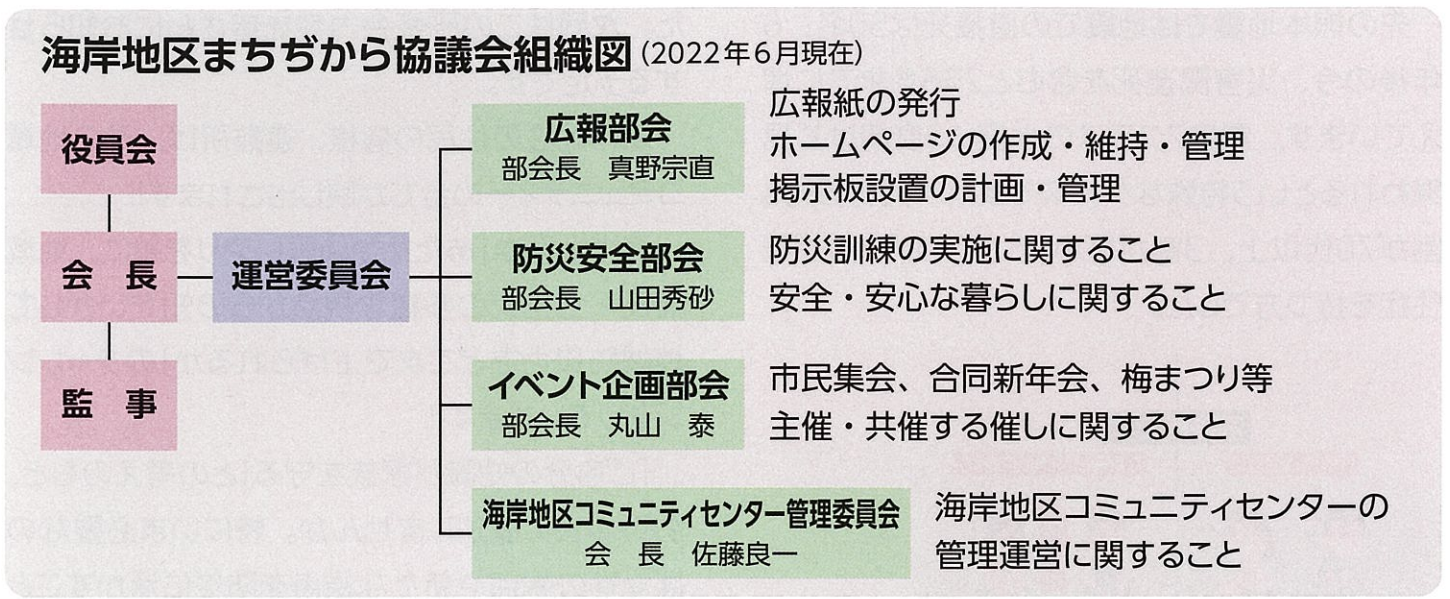
部会員募集!!



2022年度運営委員一覧		
役 職	氏 名	所 属
会 長	林 正明	東海岸北二丁目自治会
副会長	真野 宗直	東海岸南三丁目自治会
副会長	丸山 泰	海岸地区民生委員 児童委員協議会
書 記	今泉 勲	東海岸南一丁目自治会
		東海岸小学校区 青少年育成推進協議会
会 計	島田 渡	東海岸南五丁目自治会
監 事	渡辺 末一	東海岸北四丁目自治会
監 事	佐藤 良一	海岸地区コミュニティセンター 管理委員会
委 員	山本 俊夫	東海岸北一丁目自治会 ボランティアセンター海岸
委 員	米井 博之	東海岸北三丁目自治会
委 員	仁井田徳久	東海岸北五丁目自治会
委 員	大野 茂生	東海岸南二丁目自治会
委 員	中村 嘉人	東海岸南四丁目自治会
委 員	和田 智弘	東海岸南六丁目自治会
委 員	小林 正尚	パシフィックガーデン 茅ヶ崎自治会
委 員	鈴鹿 隆司	海岸地区社会福祉協議会
委 員	原 京子	茅ヶ崎小学校区 青少年育成推進協議会
委 員	加藤 大嗣	海岸地区体育振興会
委 員	町田奈津美	地域包括支援センターあい
委 員	山田 秀砂	推薦委員
委 員	登尾 泉美	推薦委員
委 員	飯田 誠一	推薦委員
委 員	佐野奈緒子	公募委員

2021年度決算報告・2022年度予算			
【収入】		(単位：円)	
項 目	2021年度決算	2022年度予算	
前年度繰越金	5,589	5,598	
補助金	538,000	750,000	
分担金		116,000	
事業費		590,000	
助成金	2,500,000	0	
その他	9	2	
計	3,043,598	1,461,600	
【支出】		(単位：円)	
項 目	2021年度決算	2022年度予算	
事務費	26,921	30,000	
会議費	30,422	50,000	
広報啓発費	14,302	50,000	
事業費	154,635	935,000	
負担金	13,380	15,000	
うみかぜテラス使用料	14,990	180,000	
広報紙発行委託料	198,000	198,000	
広報掲示板設置事業	2,500,000	0	
小計	2,952,650	1,458,000	
予備費	0	3,600	
市への返還金	85,350	0	
次年度繰越金	5,598	0	
計	3,043,598	1,461,600	

2022年度事業計画			
	事業項目	実施予定日	内 容
1	海岸地区まちぢから協議会の運営に関する こと	通年	○海岸地区まちぢから協議会の目的を達成するための事業等について、 役員会・運営委員会等で随時協議していく。 ○総会、役員会、運営委員会の開催のほか運営に関する事務
2	広報活動の強化検討	通年	○人員を刷新し、ホームページの運営、広報紙発行(6/15、12/15予定) 及び掲示板の維持管理・活用に関する協議をしていく。
3	海岸地区感震 ブレーカー設置事業	通年	○大規模地震時の通電火災対策のため、各自治会が実施している啓発及 び新規設置等に関する必要な支援を実施する。
4	盆踊りの開催	8月14日(日)	○地域住民の連帯感を高め、地震などの災害時に自助・共助の力を発揮 するため盆踊りを検討、実行委員会を組織し、開催する。
5	海岸地区市民集会	10月1日(土)	○地区住民が感じている茅ヶ崎市の課題等について、行政と協議するこ とを目的に開催する。
6	海岸地区防災訓練	10月15日(土)	○実行委員会を設け、運営方法を協議していく。
7	海岸地区新年会	2023年1月14日(土)	○実行委員会を設け、実施計画を協議していく。
8	梅まつり	2023年2月11日(土)	○実行委員会を設け、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会との共催をより積 極的に実行計画を協議していく。



海岸地区の避難所の 運営について

避難所は、災害が発災したときに危険が去り安全が確認されるまで地域住民が待避する場所です。海岸地区では、第一中学校(医療避難所)、東海岸小学校、茅ヶ崎小学校の三か所が避難所に指定されています。

また避難所は、あらゆる災害で被災し自宅に住むことが出来ない人達が短期間生活をする場所でもあり、自宅避難のかた方も、避難所で色々な配給や情報を得る事が出来ます。そして避難所の運営は、原則として地域住民が行政と力を合わせて運営することになっています。

海岸地区では、地域の自治会、自主防災会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、青少年育成推進協議会、地域包括支援センターなど海岸地区まちぢから協議会参加団体が協力し、運営することになります。そのため、協議会では防災安全部会を設置し、平常時から訓練方法を主催し、防災に係わる組織機能の改善を話し合い、全世代すべての地域住民への周知活動と協力を呼びかけています。

避難所運営には次の「2つの大切なこと」があると考えています。

1.心理的安全性の確保

- 被災し恐怖・不安・疲れで弱り切った心と体を少しでも休ませることのできる場所であること。
- 知り合いの顔を見ることが慰めになる過去事例から、コミュニティを重視すること。
- 避難所運営に係わる人達の、志と行動の統一を計る事で避難所運営の明確なビジョンを持つこと。

2.物理的安全性の確保

- 地域住民の身体を二次災害から守る安全な場所であること(地震後の火災など)。
- 地震後の台風の襲来などの重複災害の発生も考えての安全性を確保すること。
- 感染症予防の徹底のための見識向上・対策を講じるとともに、研修会を実施し地域住民へも周知すること。
- 子ども・女性・妊婦・要支援者・高齢者などの要望を知り避難所の備蓄内容を精査すること。
- 医療避難所には医師、看護師が配置されることになっているが、被災時の確約はないことを考え対策を前以って講じておくこと。

ひかりのアーチ運動

東小会(東海岸小学校保護者会)と東海岸小学校区青少年育成推進協議会では、子どもたちの安全と地域の治安向上のため、ご自宅の玄関灯や門灯を日没から朝まで点灯していただく「ひかりのアーチ運動」へのご協力を、地域の皆さまにお願いしています。

海岸地区は住宅街のため道路が狭く、街路灯だけでは明るさが十分に届かない場所があちこちにあり、子どもたちが遊びや部活、塾などから家へ帰る時間には道が暗くなって、とても心配です。

一軒一軒の玄関灯や門灯の灯りは小さな「ひかり」に過ぎませんが、地域の皆様のご協力により、「ひかりのアーチ」で街の路地を明るく照らしていただくことによって、子どもの安全向上だけでなく、痴漢やひったくり等の路上犯罪、自転車泥棒や車上ねらいなどの窃盗を防ぐことにつながります。

これまで、「ひかりのアーチ運動」は、日の短い10月から3月まで実施していましたが、夏季においても帰宅時間が遅い子どもたちや女性が多いため、今年度から年間を通して実施することにいたしました。



20W程度の蛍光灯を毎日約12時間(日没から朝まで)点灯したとき、1ヶ月の電気料金はおよそ缶コーヒー1本程度です。

安全で安心なまちづくりのために、暗い夜道を明るく照らす「ひかりのアーチ運動」に、多くの皆様のご協力をお願いいたします。

(東海岸小学校区青少年育成推進協議会
会長 今泉 勲)

海岸地区まちぢから協議会には広報部会、防災安全部会、イベント企画部会が組織され、それぞれ、まちぢから協議会の活動の一端を担っています。

防災に関する資格を持っている、写真撮影が趣味、ホームページを作ったことがある、広報紙発行の経験がある方などで、まちぢから協議会の活動に関心のある方のお力を求めています。ぜひご参加ください。

ご参加いただける方は、メールアドレス

kaigan.machidikara@gmail.com にご連絡ください。

部会員募集!!



今年度は、約3年ぶりとなる9月の市民集会(対面式)や10月の防災訓練、11月のふれあいの集いが無事に開催されました。海岸地区の活気を久しぶりに感じることができました。現時点において、イベント等に関しては、コロナ禍以前の状態にまで戻すことはできていません。それでも、地域の方々の晴れやかな表情を見ることができ、とても嬉しい気持ちになりました。

冬が近づくとつれ、そろそろ2月の梅まつりの開催が気になるころです。不開催になったとしても、ご家族やご友人と高砂緑地に足を運んでくださいね。(I.N.)



新年のご挨拶

海岸地区まちぢから協議会

会長 林 正明

皆様、新年あけましておめでとうございます。

今年は兎年で、新しい事に挑戦するのに最適な年と言われています。確かに新しい事に挑戦して、ここ数年間の悪夢のような状態を、払拭したい気持ちです。

3年以上に及ぶ新型コロナウイルスのパンデミック、日本も第8波に突入し、収束の見えない状態です。ロシアのウクライナ侵攻による戦争も、核兵器使用に発展する事態が危惧され、キューバ危機以上の緊張状態と言われています。その影響によるエネルギー戦争、食物戦争等も表れています。

地球温暖化対策も、ほとんど進展せず世界各地で森林火災や干ばつ、水害、大型台風、ハリケーン等々が多数発生し、今後も、もっとひどくなるでしょう。

2016年に発効したパリ協定が目指しているのは、2100年までの気温上昇を産業革命以前と比較して2℃未満(可能であれば1.5℃未満)に抑え込む事です。

もし現在の排出ペースを続けるなら、2030年には気温上昇1.5℃のラインを超えてしまい、2100年には4℃以上の気温上昇が起こることが危惧されています。

直視しなくてはならない現実、私達人間が地球のあり方を取り返しのつかない程、大きく変えてしまっているということです。気候変動が急激に進んでも、超富裕層はこれまでど通りの放埒な生活を続けることはできるかもしれない。しかし私達庶民のほとんどは、これまでのくらしを失い、どう生き延びていくのかを探る事になるでしょう。

そのような事態を避けるためには、政治家や

専門家だけに危機対応を任せてはならない。

超富裕層が優遇されるだけです。より良い未来を選択するためには、市民の一人ひとりが、当事者として立ち上がり、声を上げ、行動しなければならないと思います。

先日、NHKの科学関係の番組で、地球上の森林が何千万年もの間、広がり繁栄してきた原因の研究の中で、昼間も薄暗い森林の下で種から苗木に育ち成長してゆく事が出来るのは、周りの大きな木々達の根から土を介して、それらの苗に養分やエネルギーを注いで大きく育て、光合成が出来るようになるまで続けているのだと、また針葉樹(常緑樹)と広葉樹(落葉樹)とで構成されている森林では、夏の強い太陽光を広い葉で受けて活発に光合成をした広葉樹の余るほどの養分やエネルギーを針葉樹の木々達に預けて置き、落葉した冬の体力の無い時に、針葉樹の木々達の根から土を介して還元してもらい、春の新緑のエネルギーにしていることが確認された。この様に助け合うことで、森林は共存共栄し、長く生存してきたのだ、という内容でした。私はこの番組を観て感激しました。「これだ…」と。

人類もこの森林群達の心(本能)を教訓として、助け合わなければ、共存共栄は実現できないのだと…

私たち、海岸地区まちぢから協議会の活動の原点は、安心、安全で生活しやすい、楽しい地域コミュニティの場を積極的に発展させ実現していくことです。

まちぢから協議会は市行政の応援団として協力することも役割ですが、同時に地域の希望や問題点を行政に伝え、その解決に向けて行政に強く働きかけることも、もっと大きな仕事です。住民参画の主体性を育み、住民の意見が行政に反映される環境を作って行きたいと思っています。

令和5年は海岸地区まちぢから協議会の全てのイベントや企画が実現できるように頑張りますので、皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。

第47回海岸地区市民集会在開催されました



佐藤市長の挨拶

第47回海岸地区市民集会在、2022年9月17日(土)に茅ヶ崎公園体験学習センター「うみかぜテラス」において開催されました。

ここ2年は、コロナ禍により多数が集まることを避けて、市民集会是書面による質疑応答の方法で行っておりました。今年度は3年ぶりに一堂に会しての開催となり、一般市民55名、まちぢから協議会運営委員20名、市長はじめ行政幹部14名、県会議員・市会議員5名が出席しました。

これまで市民集会上では、参加者から自由な質問を受けていましたが、集会上での議論を深めるためテーマを絞ってはとの市民自治推進課からの提案を受け、今年度は「海岸地区の交通安全」をテーマとして意見交換を行いました。

なお、今年は市長選挙との日程調整のために当初予定していた開催日が急遽前倒しとなり、地域の皆さまからテーマに関する質問・提案を募集する手順の日程を確保することが出来ず、まちぢから協議会の運営委員から質問を募り、事前質問として市に提出いたしました。

市民集会上での事前質問に対する行政からの回答、参加者からの関連質問等の内容につきましては、皆さまに配布いたしました「第47回 海岸地区市民集会報告」をご覧ください。

一部ではありますが、行政に対して強い口調で発言する方がおりました。市民集会是決して行政を糾弾する場ではなく、「住んで良かった海岸地区」を目指して、課題解決のために何をすべきかを行政と市民が意見交換する場です。今後も意義ある市民集会的あり方・実施方法を検討してまいります。

(市民集会グループリーダー 今泉 勲)

防災訓練を開催しました

2022年10月15日(土)、東海岸小学校に於いて海岸地区合同防災訓練を開催しました。これまでの起震車を使用した地震体験・消火訓練・救出訓練とは異なり、今回は避難所開設関連者を対象に実際に避難所の開設から避難者を受け入れるまでの訓練を行いました。

訓練内容は、校門の開放から始まり、防災倉庫に保管されているチェック表に従い、校舎および体育館の応急危険度判定を行った結果、施設使用が可能との報告を受けたとの想定のもと、応接室に災害対策本部を設置。事前に作成した体育館内のブルーシートとパーテーションの配置図面を元に、1基210cm四方のパーテーション28基を中心部、その周囲にブルーシートを敷くゾーニング(区分け)の全てを、初めて実施しました。



28基のパーテーション配置

擬似避難者の誘導の際は、屋外に設置した1次受付で発熱・体調不良者の感染症チェック、体育館内の2次受付では避難所受付訓練(HUG)の避難者カードを使い、避難者の居住地や世代等を考慮して、ブルーシートとパーテーションへ割り振りを行い、訓練を終えました。



体育館内の2次受付

今回のような避難所開設訓練は、市内初の試みであり、多くの気付きを得る機会にもなりました。今後は訓練で判明した課題を再構築し、避難所運営マニュアルへ反映させていきます。

訓練に携わっていただいた市防災対策課・配備職員の皆様、民生委員の皆様、各自治会の皆様、東小の校長・教頭様、さらに終了後の「気づきアンケート」にご協力いただいた方々に感謝申し上げます。

海岸地区まちぢから協議会の防災安全部会は、避難所運営マニュアルを確実にこなすべく着実に経験を積み上げています。来年には地域の多くの皆様に実際に参加いただき、「災害時の避難所運営」のノウハウを皆で共有し、自分事と出来る事をビジョンとして掲げ活動しています。

皆様のご協力を心からお願いいたします。



訓練を視察される佐藤市長

(防災安全部会副部会長 和田智弘)

「女性防災会議」が開催されました

2022年8月7日(日)、海岸地区コミュニティセンターにおいて第1回「女性防災会議」が開催されました。

会議の趣旨

- ・多様な立場の女性達の視点と知恵を活かした「災害時の不安解決」に向けた会議です。
- ・災害は多くの場合「弱者により厳しいもの」になります。人として何を感じ、何ができるのかを「心理的安全性を確保」したなかで認識交換をして防災につなげていきます。

会議の目的

- ・行政の広報からは得られていない、女性目線からの「情報を共有し本音」で話し合います。
- ・災害を恐れるのではなく、女性達が日々の生活から感じとった「こうすれば良いのでは?」のアイデア提案を、皆で話し考える事で、より常識を越えた新しいアイデアなど(ブレイクスルー)を得られると期待しています!!
- ・屋間の発災には「地域防災力の要」にならざるを得ない女性達が「どう考え、行動するか」は重要な「鍵」となります。多様な参加者の思いを共有し行動につなげたいと考えています。

会議の内容

- ・第1部 防災に関連するパワーポイントによる海岸地区現状認識「海岸地区が恐れるべきは地震後の同時多発火災」
- ・第2部 スライドを使用した女性の視点からの避難所運営「男女の視点を活かした防災・減災」
- ・第3部 医療につながるまでの…命をつなげる市民の応急対応

以上、男女共同参画の視点から災害時の女性達の知恵と行動力を高め自信を持ち、女性たちに「地域防災力の要」となっていただきたいと願い企画いたしました。

茅ヶ崎市は神奈川県最大の同時多発延焼火災木造密集クラスター地域で今も日々住宅は増えており、平日の発災に対しては女性達の活躍なくして減災は望めません。

この避難所開設を考えた「女性防災会議」に参加された40名あまりの方がたは「情報共有とワークショップ」を1回行っただけで、その後の「避難所開設運営訓練」ではめざましい活躍をされました。

女性特有の多様な事象認識と対応能力は、日々の生活の中で育まれた力といえます。女性達が



防災を自分事として自信を持って行動出来れば、災害時のあらゆる事態を良い方向に向けられると信じています。

(防災安全部会長 山田秀砂)

第47回海岸地区市民集会在、2022年9月17日に茅ヶ崎公園体験学習センター「うみかぜテラス」において開催され、海岸地区の市民の皆さま55名、まちぢから協議会運営委員20名、市長はじめ行政幹部13名、県議員・市議員5名が出席し、今年度のテーマ「海岸地区の交通安全」について意見交換を行いました。事前質問に対する市担当部署からの回答及び市民集会での質疑応答についてご報告いたします。

※各質問文は、まちぢから協議会の統一意見としてではなく質問者の趣旨に依っています。
なお、紙面の都合上、質問文及び市からの回答文は一部を要約としております。

1 交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）の創設に対する茅ヶ崎市の対応について

(1) 茅ヶ崎市の対策必要箇所の抽出結果について
教育委員会・学校による対策必要箇所は112箇所が挙げられているが、その中に「雄三通り、たまや前交差点」は含まれているのでしょうか。

令和3年度の海岸地区市民集会における「雄三通り、たまや前交差点への押しボタン式信号機の設置要望」に対し、行政から『今後も関係機関と連携を図り、信号機の設置も含めて、多方面から、児童にとって安全・安心な歩行空間の確保に向けて努めるとともに、有効な方策を模索してまいります。なお、当該箇所は、茅ヶ崎小学校が通学路に指定しており、平成29年度及び平成30年度の通学路合同点検で現地確認を行い、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎小学校、教育委員会及び本市で状況を共有しています。』との回答をいただいています。

警察、教育委員会、県行政等で、この1年間どのような活動、努力がなされたのでしょうか。

【回答】安全対策課、建設総務課、道路管理課、学務課

通学路の合同点検については、国が作成した「通学路における合同点検等実施要領」及び「茅ヶ崎市通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年1回、学校ごとに、学校、保護者、茅ヶ崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、道路管理者、茅ヶ崎警察署が参加し実施しています。

合同点検の実施箇所は、各学校がPTA・地元自治会等と連携し、通学路を事前に点検の上、通学路の改善を提案する箇所について通学路改善提案書を作成して、教育委員会に提出しており、通学路改善提案書に基づき合同点検を実施しています。

令和3年度は、各学校から合計126か所について通学路改善提案書の提出があり、うち個人宅等の理由で非公表の14件を除いた112件について公表しています。教育委員会、学校、道路管理者、関係部局及び茅ヶ崎警察署のいずれも対策必要箇所の点検調査を行っており、112か所の内、重複を含みますが、教育委員会・学校による対策箇所が44か所、道路管理者による対策箇所が58か所、関係部局による対策箇所が9か所、茅ヶ崎警察署による対策箇所が9か所となっています。

なお、雄三通り（県道310号）のスーパーたまや前交差点は、前述の件数には含まれていません。

スーパーたまや前交差点については、平成29・30・31年度の通学路合同点検で現地確認しており、当該箇所が、自動車の交通量が多いこと、特に通勤及び通学時間帯は自転車や歩行者も多く行き交い、児童が横断するには危険が伴うことについて合同点検時に現場で情報共有しています。

教育委員会として、当該道路について引き続き状況を確認し、茅ヶ崎小学校としっかりと情報交換を行いつつ、同校を通して、登下校時における児童の交通安全意識の向上を図るとともに、関係部署と連携しながら、通学路の安全確保に努めていきます。

令和3年度合同点検による道路管理者としての対応箇所である市内58か所のうち、海岸地区区域は5か所あり、本市の取組として、一中通りの東海岸南四丁目交差点の東側取付け道路部に歩行者への安全対策としてドット線を追加するなど、点検による改善が必要な箇所に路面標示などの交通安全施設を設置し、道路の安全性向上に努めました。

第一中学校東側の歩道27メートル区間が一部寸断されていましたが、地権者の土地利用転換に伴い、用地買収及び歩道整備を実施しました。さらに、神

奈川県と連携し、東海岸南一丁目 9 番東側の歩道拡幅工事を実施し、歩行空間の確保に努めました。

関係機関との確認としては、当該地について、警視庁が定める「信号機設置の指針」における 5 つの必要条件のうち、「歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所の確保」、「隣接する信号機との距離が原則として 150 メートル以上離れていること」、「交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号機を良好に視認できるように信号柱を設置できること」を満たしていない状態であることを茅ヶ崎警察署と確認しています。

(2) 教育委員会、茅ヶ崎小学校の調査について

茅ヶ崎小学校区の通学路点検対策箇所は 4 箇所だけで、「雄三通り、たまや前交差点」は入っていませんがここは安全箇所との認識でしょうか？



【回答】学務課

令和 3 年度の合同点検については、同年に千葉県八街市で発生した児童死傷事故を受け、全国規模の緊急合同点検を行うこととなり、例年よりも時期が前倒しとなりました。

緊急合同点検では、令和 3 年度以前も学校、道路管理者及び茅ヶ崎警察署とともに合同点検等を積み重ねてきていることを踏まえ、これまでの情報の蓄積を十分に活用して効果的・効率的な点検を行うこととなりました。

そのため、既に合同点検等が行われている場合には、その結果を活用し新たな合同点検を行わない等地域の実情を踏まえた対応を行うといった国の方針も踏まえ、緊急的な側面もある状況の中で、各学校は実施する合同点検の箇所の選定を行い、そこで提出された調書に基づく合同点検を実施いたしました。その結果については、教育委員会がとりまとめ、神奈川県に報告いたしました。

茅ヶ崎小学校区については、学校と P T A の話し合いのもと、①茅ヶ崎駅前ロータリー②高砂通り交差点③サザン通り交番近く④共恵通り南側校門前の 4 か所を令和 3 年度の改善提案箇所として選定したと伺っています。数年にわたり改善提案箇所となっていたスーパーたまや前交差点が入っていなかった点については、教育委員会と学校とのやりとりが十分でなかったことから、令和 3 年度は改善提案箇所から外れる結果となってしまいました。今後は、

学校と一層の連携強化をはかりながら、地域の実情に応じた的確な合同点検を行っていきます。

なお、令和 4 年度は、スーパーたまや前交差点につきましては、茅ヶ崎小学校通学路合同点検の改善提案箇所として取り上げることが決まっていることを申し添えます。

(3) 国土交通省の個別補助金の活用について

令和 3 年度の対策箇所調査は全てではなく、今後とも出てくると思います。個別補助金は 5 年間継続されますので、国に対し追加申請をお願いします。
 $500 \text{ 億円} \div 76,404 \text{ (全国)} \times 122 \text{ (茅ヶ崎)} = 7,330 \text{ 万円}$
全国平均値から、市として 7,000~8,000 万円を申請しても多過ぎることはないと思われます。

「雄三通り、たまや前交差点への押しボタン式信号機の設置要望」の件は、この 5 年間の国の補助金事業を活用して解決できると考えます。

【回答】安全対策課、道路建設課

信号機の設置については、全国的な基準として警視庁が定める「信号機設置の指針」があり、その中で、全てに該当しなければならない必要条件とし、以下の 5 つがあります。

- ① 赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。
- ② 歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。
- ③ 主道路の自動車往復交通量が最大となる 1 時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として 300 台以上であること。
- ④ 隣接する信号機との距離が原則として 150 メートル以上離れていること。
- ⑤ 交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号機を良好に視認できるように信号柱を設置できること。

また、どれかひとつに該当しなければならない択一条件として、以下の 4 つがあります。

- ① 信号機を設置しようとする場合又はその付近において、信号機の設置により抑止することができたと考えられる人身事故が信号機の設置を検討する前の 1 年間に 2 件以上発生しており、かつ、交差点の形状、視認性及び車両の速度並びに物損事故の件数等から事故発生原因を調査・分析した結果、交通の安全の確保のため、他の対策により代替ができないと認められること。

- ② 小中学校、幼稚園、保育所、児童公園、病院、老人ホーム等の付近において、生徒、児童、幼児、身体障がい者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。
- ③ 交差点において、ピーク1時間の主道路の自動車等往復交通量及びピーク1時間の従道路の自動車等流入交通量が別資料で示す領域にあること。
- ④ 歩行者の横断の需要が多いと認められ、かつ、横断しようとする道路の自動車等往復交通量が多いため、歩行者が容易に横断することができない場合であって、直近に立体横断施設がないこと。

ただし、それぞれの条件に該当しているとしても、必ず信号機が設置されるというわけではなく、現地の状況等を踏まえて判断しているとのこと。

そこで、当該地について、茅ヶ崎警察署に確認したところ、必要条件のうち、②、④及び⑤を満たしていないため、現状では設置の対象にならないとのことでした。

国土交通省の個別補助金の活用については、令和3年6月28日に千葉県八街市で発生した事故を受け、令和3年度の通学路合同点検を実施した結果、通学路であり、道路区域に指定されている路線「香川甘沼線」、「高田萩園線」の2路線を個別補助に位置づけて、国の補助を活用し整備を進めています。

個別補助金については、神奈川県へ確認したところ、令和3年度に実施した通学路緊急合同点検の結果が対象となるもので、基本的には追加申請は受け付けていないとの回答をいただいています。

2 雄三通り、たまや前交差点への「押しボタン式信号機」の設置再要望

雄三通り、たまや前交差点については、茅ヶ崎小学校児童の通学路として最も危険な箇所です。

毎朝通学時にはPTA・自治会有志により見守り・旗振りを行っています。今年度より下校時もまちぢから協議会が旗振りを実施しています。

旗振りは児童の安全を確保することが主で、自転車・歩行者・車に対する誘導まではできないため、非常に危険も伴っているのが現状です。

一中通り北三丁目交差点の信号機と同レベルの信号機の設置を再要望します。

【回答】安全対策課、建設総務課、学務課

前問でも回答いたしました。当該地については、信号機の設置について全国的な基準として警視庁が定める「信号機設置の指針」における必要条件の

うち、「歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所の確保」、「隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること」、「交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号機を良好に視認できるように信号柱を設置できること」を満たしていないため、現状では信号機設置の対象となっていません。

要望箇所において、児童、高齢者が横断するにあたり危険が伴うことについて、道路管理者である神奈川県藤沢土木事務所に情報提供したところですが、信号機設置については神奈川県警察本部の判断となるとの見解であったことから、当該地の安全対策については、茅ヶ崎警察署、神奈川県及び本市が連携して検討するとともに、学区である茅ヶ崎小学校を通して、登下校時における児童の交通安全意識の向上を図りながら通学路の安全確保に努めていきます。今回、海岸地区から再要望が出たことについて、改めて茅ヶ崎警察に要望していきます。

- ◆ 建設総務課からの報告（2022年11月17日）
 - ・今年度中に、たまや前交差点の停止線前カラー舗装の再施行と交差点内の路面標示を施工

3 雄三通りの歩道部分のバリアフリー化工事の継続

雄三通り歩道部分のバリアフリー化工事は、市からの県に対する働きかけにより、令和2～3年度は各35メートル位の区間の工事が実施されました。

今年度も引き続き一部の工事が実施されていますが、今年度及び次年度は、どの範囲まで改修工事が実施されるのでしょうか。

【回答】建設総務課

雄三通りの歩道部分については、令和元年8月に地域の皆様と現地調査を実施し、課題の共有を図り、令和2年度より東海岸南二丁目の東側歩道部の一部区間において補修工事を施工してきました。

令和4年度は、東海岸南二丁目1番34号付近の歩道部補修工事及び消防分団前の道路照明灯移設工事が実施済みとなっています。

さらに、消防分団北側側溝の蓋補修工事及びその反対側である東海岸南一丁目9番7号から東海岸南一丁目10番3号までの約47メートルの区間の歩道部補修工事を予定しています。

令和5年度の施工箇所については、今後、神奈川県と現地調査を実施し、検討した上で、改めて海岸地区まちぢから協議会へ報告いたします。

◆ 建設総務課からの報告（2022 年 11 月 17 日）

・ 令和 4 年度雄三通りの工事内容

- ① 東海岸南二丁目 1 番 33 号～34 号付近の歩道部補修及び境界ブロック改修（実施済み）
- ② 消防分団前の道路照明灯の移設（実施済み）
- ③ 消防分団北側側溝の蓋補修
- ④ 東海岸南一丁目 9 番 7 号から 10 番 3 号までの約 47 メートルの区間の歩道部補修
- ⑤ 東海岸南三丁目バス停（浜見平団地方面）を道路隅切り部に移設し歩道有効幅を確保

4 高齢者に配慮した道路整備を望む

（1）道路工事の際その場所のみを直して道がぼこぼこになっている。歩行器や車椅子が進みづらい。

【回答】道路管理課

道路の修繕は、日々の道路パトロールや自治会、市民の皆様から情報提供いただいたものを、ひとつずつ現地確認し、交通量や舗装の損傷状況を踏まえ、直営作業や工事等を実施しています。

道路工事は、道路管理者が実施するもののほか、水道、下水道、電気、通信などの占用企業者が実施する工事が多数あり、占用企業者の舗装については、本市の道路占用規則で一定の基準を設け、舗装の復旧範囲を指示しています。

要望にある、道路のぼこぼこ、損傷については、現地確認した上で、応急的な補修等を含め対応いたしますので、具体的な場所の情報提供をお願いいたします。また、応急対応後の全面的なアスファルト舗装については、損傷状況や危険度などに応じて整備していきます。

（2）雄三通りの鉄砲道から駅への道路の端が斜めになっており、歩行器ごと倒れた高齢者がいる。

【回答】建設総務課

要望箇所について、神奈川県藤沢土木事務所に情報提供するとともに、安全に配慮した道路整備を要望していきます。

（3）一中通り（特に鉄砲道から北側）は、バス通りで車通りも多いが歩道が狭く、自転車も多いため、歩行器を押して歩くと怖い思いをする。

【回答】道路建設課

一中通りの道路整備は、「茅ヶ崎市道路整備プログラム」（以下「プログラム」という。）の中で道路整備の優先順位を定め整備を進めています。

本路線の幸町交差点から東海岸北五丁目交差点の区間については、プログラムの中では、優先して整備を進める「第 1 期整備区間」が完了した後に整備着手する「第 2 期整備区間」（延長 770 メートル、幅員 16 メートル）として位置づけられていますが、用地の取得に多額の費用が必要となることや距離も長いことから、幸町交差点から南側 55 メートル区間において、交差点改良を含めた歩道整備に向け用地買収を進めています。

令和 3 年度は、第一中学校東側の歩道が一部寸断されていましたが、地権者の土地利用転換に伴い、用地取得及び歩道整備を実施いたしました。

道路整備事業は、長い年月と多額の費用が掛かるため、早期の整備が困難であることから、例えば、地権者の土地利用転換に伴い、地権者と交渉し歩道空間を確保するなどして、安心して安全な歩行空間の確保に努めていきます。

（4）東海岸北一丁目の私道が凸凹しており高齢者の転倒に繋がっている。市に相談した際、地権者全員が賛成すれば砂利位なら敷けると言われたが、道より敷地の方が低いため雨が降ると砂利が住居の方に流れてくるため砂利は難しい。

【回答】道路管理課

私道の維持管理については、不特定多数の方が利用する場合においても、私有地であることから、私道所有者等の皆様で対応していただいています。

本市の「私道整備に関する要綱」第 6 条に基づき、砂利道の場合には、砂利の追加作業が可能です。当該箇所のように、繰り返し砂利を追加することにより、路面の高さが上がり、降雨時に民地側に雨水が流入することが想定される場合もあります。

そのような場合には、作業後のトラブルを未然に防ぐため、沿道住民の皆様に、砂利を追加することによる民地側への雨水流入について同意をいただいています。御理解をお願いいたします。

● 関連質問

この私道の陥没に関して、25 年前から市に相談しています。10 年前に「私道舗装申し込み」の制度を申し込みしましたが、対応いただけていません。雨水枡の設置をお願いできないでしょうか。

【回答】道路管理課長

私道の整備については、市内全域で 40 件強の申請を受理している状態です。数年に 1 件のペース

での整備となっていたため、平成 31 年度 4 月の「私道整備に関する要綱」改正に伴い、新規での受付を停止しています。なお、私道における雨水枡の設置は、市での対応は困難であることをご理解いただきますようお願いいたします。

5 交通安全教室（自転車）の実施方法について

2020 年は、コロナ禍のため中止となりましたが、2019 年まで東海岸小学校において「自転車交通安全教室」を実施してきました。体育館での交通安全レクチャーの後、校庭での模擬コースで自分の自転車に乗ってコースを実際に走行する実車走行、保護者と一緒に走る親子走行を体験する内容でした。

小学校低学年の子どもたちにとって、DVD 上映や講義だけでなく、校庭での実車による体験訓練は、交通安全を体で覚えることが出来、交通安全教育に果たす効果は大変大きいと認識しています。

ところが 2021 年より、市財政健全化緊急対策による措置として、交通安全教育指導員が削減され、交通安全教室は安全対策課の職員で補う事となり、人員配置の不足を理由に校庭での実車走行は行わない内容となってしまいました。

①②のような「自転車交通安全教室」を、小学校・中学校で実施することを希望いたします。

① 小学校低学年と保護者：「自転車利用 5 則」の講義と実車走行訓練

② 中学生と保護者：「こんな乗り方は違法」の講義

また、安全対策課による「自転車交通安全教室」は、現在土曜日の開催は不可となっていますが、学校のカリキュラムを圧迫しないよう、土曜日の開催も可能となるよう検討をお願いいたします。

自転車を推奨する茅ヶ崎では、自転車交通安全についての予算を確保し、大人と子ども一緒に「交通安全教室の受講」を義務づけたいと考えます。

【回答】安全対策課

交通安全教室については、交通安全教育指導員が中心となり、茅ヶ崎警察署、一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会とともに実施してきたものを、令和 3 年度以降は、安全対策課職員が中心となり、関係機関とともに実施しており、長年の継続した取組が、人身交通事故発生件数の減少につながっているものと考えています。

交通安全教室の内容については、令和 2 年度から続くコロナ禍にあることを考慮し、感染対策を施しながら実施しており、現在は、感染拡大防止の観

点から、自転車の交通安全教室では、接触機会のある実車走行を中止し、体育館等において、茅ヶ崎警察署による講話、DVD 鑑賞等を実施しています。

当面は現在のメニューを継続していくものと考えていますが、実車走行は、地域の方々とともに実施できる貴重な機会であったことから、児童・生徒と保護者を対象とした交通安全教室を実現できる場になり得ると思いますので、今後、社会情勢等を見極めながら判断していきたいと考えています。

また、自転車安全利用 5 則をはじめとする自転車のマナーの啓発に関する提案をいただいています。現在実施している交通安全教室における講話や DVD 鑑賞においてその内容を網羅しており、ホームページにおいても周知していますが、児童・生徒はもとより、今回の海岸地区からの要望書における他の提案にもあるとおり、保護者を含む大人に対して十分に浸透させていく必要があると考えていますので、広報紙等を活用した、一層の啓発について検討していきます。

次に、交通安全教室の土曜日開催に関して、教育委員会に確認したところ、学校における交通安全教育については、学習指導要領において、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間などで特質に応じて適切に行うことが示されており、各学校でも「交通安全教室」を教科のカリキュラムに位置づけて実施していることから、カリキュラムの圧迫とはなっていないとのことでした。

また、かつて、平日に実車走行を実施していた際には、交通安全教室で使用する自転車については、多くの学校で、各家庭で使用しているものを活用することについての事前確認を行い、使用できる家庭では、前日に保護者と一緒に学校へ搬入し、教室終了後は、保護者が持ち帰ったり、放課後、保護者と一緒に持ち帰ったりするなど、安全面に配慮した対応をしており、今後も同様に行うとのことでした。したがって、当面は、現行どおり、平日の授業内での開催が可能なものと判断しています。

● 関連質問

茅ヶ崎市の交通ルールやマナー、特に自転車のマナーについては本当にひどいです。この 2 年間で自転車に関係して左右の腕を怪我しました。

自転車に乗っている方は、多くの方が自動車免許を持っていると思いますが、子どもを乗せながら赤信号を渡る自転車がいます。また、建設中のマン

ションも複数あり、転入者もかなりの数が予想され自動車も増えると思います。

自動車免許を持っている場合、自転車の交通違反に対しても、減点するなどの対処が必要ではないでしょうか。茅ヶ崎市の魅力の一つに「交通ルールを守るまち」という視点は如何でしょうか。



自転車にサーフボードを乗せる件について、神奈川県警から違反であると明示されています。私自身もロングボードがぶつかった事あります。

【回答】市民安全部長

茅ヶ崎市南側の通勤時間帯における自転車の交通状況は、危険であると認識しています。

ご提案のあった件について、まず、自転車は、道路交通法上、運転している時は軽車両という扱いになることから、法律違反があった場合には、罰則の対象となる可能性があります。

そこで、茅ヶ崎市としては、実施できる啓発について、警察と協議していきたいと思います。

また、現在、危険だと思われる行為を見掛けた際に、お声がけしていただいているとのことで、大変ありがたいことだと思っています。

6 一中通りの安全対策について

一中通りは、東海岸小学校の児童及び第一中学校の生徒の主要な通学路となっています。

しかし、一部グリーンベルトやガードパイプなどの整備は不十分であり、登下校時の子どもたちの安全がしっかりと確保できておりません。

2019年5月8日滋賀県大津市で保育園児らの列に軽自動車が突っこみ、2人が死亡し14人が重軽傷を負った事故があり、2021年6月28日千葉県八街市で下校中の児童の列にトラックが衝突し、児童5名が死傷する事故が発生しました。このような事故を未然に防ぐため、市の財政逼迫の中にあっても、通学路の安全対策にはしっかりと予算を当てていただくことをお願いいたします。

(1) 茅ヶ崎市総合計画の前期実施計画について

具体的な計画内容（特に一中通りの整備に関して）をお聞かせください。

【回答】道路管理課、道路建設課

通学路の安全対策としては、例年実施している通学路合同点検で抽出された改善箇所について、路面表示やカーブミラーなどの交通安全施設を設置し、

道路の安全確保を図ってきました。令和3年度の実組としては、一中通りの東海岸南四丁目交差点の東側取り付け道路部に歩行者への安全対策としてドット線を追加するなど、点検による改善が必要な箇所に路面標示などの交通安全施設を設置し、道路の安全性向上に努めました。

また、令和元年5月に発生した滋賀県大津市での痛ましい事故を受け、通学路における歩道がある信号機交差点の緊急点検を実施し、元年度から3年度までの3か年で、学校から500メートル圏内の歩道がある交差点部への車止めポールを設置を実施し、交差点部の安全性向上を図ってきました。令和3年6月の千葉県八街市での事故後に実施した通学路緊急合同点検においても、改善箇所について、交通安全施設の設置等の対策を実施しています。

道路の修繕は、日々の道路パトロールや自治会、市民の皆様から情報提供いただいたものを、ひとつずつ現地確認し、交通量や舗装の損傷状況を踏まえ、直営作業や工事等を実施しています。

一中通りの整備については、幸町交差点から南側55メートル区間について、交差点改良を含めた道路整備（幅員16メートル）に向け、茅ヶ崎市総合計画の前期実施計画に位置付けられるように調整しています。

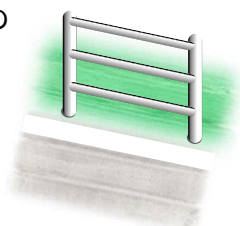
事業の内容として、主に用地買収を対象としており、買収したところから暫定的に舗装し、歩行空間を確保していく予定です。

用地買収は地権者との交渉となり、大切な財産を譲っていただくことから、どうしても時間が掛かってしまいますが、ひとつひとつ丁寧に事業の必要性を説明し、買収に応じていただけるよう努めます。

引き続き、通学路合同点検や地元要望等でいただいた改善箇所等に対し、改善策について検討し、通学路の安全確保に努めます。

(2) ガードパイプ等の設置について

隣接地権者から同意を得ることにに関して建物の建替えにより出入口が移動した箇所などについて、地権者から改めて同意を得るための折衝等を市が継続的に実施し、ガードパイプ等の設置箇所を増やして欲しい。



【回答】道路管理課

ガードパイプなどの防護柵は、設置により歩行空間が狭くなるものの、歩行者等の安全性向上のため

に有効な施設であると認識しており、一中通りに関しては、歩行空間が若干広い、道路東側の一部区間に設置しています。

ガードパイプの設置にあたっては、道路に隣接する民地の車両の出入り等の支障となるため、隣接地権者の同意が必要となりますが、民地の土地利用の変更に伴い設置の可能性がある場合には、地域や学校からの情報提供などの御協力のもとで、行政が主体となって、地権者への交渉を実施していきます。

(3) 国道 134 号線の中一入口交差点における国道横断禁止についての提案

国道 134 号線は 2015 年に、江ノ島～西湘バイパスの 4 車線化が完成し交通渋滞が解消しました。併せて交通量の多い一中通り、高砂通り、サザン通りとの交差点には、歩道橋やアンダーパスが設けられ、国道が渋滞しないように配慮されています。

しかし、一中入口交差点では、横断歩道がないにもかかわらず、歩行者や自転車が国道 134 号線を横断する姿が見られ、子ども連れの方もおります。

大変危険であり、国道 134 号線の横断禁止の標識を設置し、指導及び取り締まりを行うことをお願いいたします。



【回答】安全対策課、建設総務課

道路標識等を設置、管理して交通規制を行う場合に必要とされる一般的な基準として、警察庁が定める「交通規制基準」があり、その中で、横断禁止という人の流れの規制については、まず、現地において横断を物理的に抑制する防護柵等の対策が取られている必要があり、そのうえで、歩行者の横断需要が多いことや、規制区間の前後等に横断施設がありながら乱横断による歩行者事故が発生するおそれのある道路が対象であるとのことでした。

そこで、茅ヶ崎警察署に確認したところ、まず、横断を抑制する物理的な対策について整理、検討する必要があるとのことでした。

要望箇所について、道路管理者である神奈川県藤沢土木事務所に歩行者や自転車が危険な横断をしている現在の状況について報告を行うとともに、乱横断防止のための路面標示や標識設置について検討していただくよう要望していきます。

市としては、横断者がいるということを受けて、一中通りの歩道に「横断危険 歩道橋を渡りましょう!」、国道 134 号の歩道に「歩道橋を渡りましょ

う」という文言で周知啓発の看板を設置していますが、今後も、交通安全教室等において歩道橋の利用について周知するとともに東海岸南駐車場の利用者に対して歩道橋を渡るように交通ルールの啓発ができればと考えています。

7 海岸地区の交通安全について

(1) 歩行者や自転車運転マナー励行

自転車の右側通行や 2 列走行、スマホをしながらの走行が一向に改善できていない。

学校、警察、家庭での通行ルール教育を徹底してほしい。また運転免許を持たない高齢者にも簡単な交通ルールのリーフレット配布等で啓蒙してほしい。



【回答】安全対策課

自転車の安全利用については、自転車安全利用 5 則をはじめとする自転車のマナーを中心にホームページで周知しているほか、茅ヶ崎警察署、一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会とともに実施している交通安全教室において啓発しています。

特に、安全運転義務違反に該当するおそれのある、スマートフォンや音楽を使用している、ながら運転については、中学生を対象とした交通安全教室において映像や模擬体験の中で周知していますが、各家庭において、話題にして、確認いただくことも貴重な機会であると考えていますので、是非、家庭での共有をお願いいたします。

本市としては、児童・生徒はもとより、今回の海岸地区からの要望書における他の提案にもありましたとおり、保護者を含む大人に対して十分に浸透させていく必要があると考えていますので、一層の啓発について検討していきます。

(2) 自転車の左側通行の啓蒙

「のぼり」があることの周知や、交通指導員による適切な指導は、現状不十分である。

【回答】安全対策課

自転車が車両であり、左側通行をすべき点については、小学校を含む自転車の交通安全教室において周知しており、引き続き取り組んでいきます。

また、交通指導員の業務については、現在、一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会に委託しており、毎月 1 日・15 日の交通安全日を中心に交通安全街頭指導を行っていただいていますので、継続して取り組んでいきます。

(3) スクランブル交差点化の検討を提案

交差点の車を一旦遮断するスクランブル交差点化を3ヶ所に設置する検討を提案する。

- ① 鉄砲道と一中通りの交差点（東海岸北五丁目）
小中校生の登下校にはハラハラすることが多い。
- ② 一中通りと国道134号の交差点（一中入口）
サーファーや海水浴などの横断が多く危険。
- ③ 鉄砲道と雄三通りの交差点（雄三通り中央）
自動車の衝突事故が散見される。

【回答】安全対策課

スクランブル方式を含む歩車分離式信号の導入については、警察庁が定める「歩車分離式信号に関する指針」において、一般的な配慮事項が定められています。

その中では、歩車分離制御の導入を検討すべき交差点の条件として、歩車分離制御により防止することができたと考えられる事故が過去2年間で2件以上発生している場合等が挙げられています。

また、考慮すべき条件として、歩車分離制御の導入による新たな渋滞の発生、信号の待ち時間増による歩行者又は自動車の信号無視誘発のおそれ等が挙げられており、歩車分離制御の効果と影響を総合的に判断すること、ともあります。

そこで、茅ヶ崎警察署に確認したところ、いずれの箇所についても、スクランブル方式を含む歩車分離式信号の導入の要件に該当しないとのことでした。御提案に代わる手法について、皆様と検討していければと思います。

(4) 人・車の安全通行の為の海岸地区内の道路舗装にタイムリーに注力してほしい。

主要道路、裏道などがあちこちで水溜まりができていて、アスファルトや石の破片が多く通行し難い。

【回答】道路管理課

道路舗装などの修繕は、日々の道路パトロールや自治会、市民の皆様から情報提供いただいたものを、ひとつずつ現地確認し、交通量や舗装の損傷状況を踏まえ、直営作業や工事等で対応しています。

舗装の剥がれなどをパトロールで発見した際には、即座に応急対応するなど、安全な道路の確保に努めておりますが、一方で、管理している市道は約680キロメートルと膨大であり、市民の皆様からの通報等は非常に大切な情報となっています。

御要望の主要道路や生活道路の舗装修繕については、現地を確認した上で、応急的な補修を含め

対応いたしますので、具体的な場所の情報提供をお願いいたします。

(5) 交通事故減少対策の1つとして周知リーフレット作成等の実施

海岸地区の過去20年間ほどの交通事故多発地点と事故概要を地図にプロットするなどして「危険箇所・危険行動」を市民へ周知徹底・交通ルール遵守を促すアクションをお願いしたい。

【回答】安全対策課

茅ヶ崎警察署に確認したところ、20年前と現在では道路環境が大きく異なることや事故データの把握方法等から、御提案の内容には対応いたしかねますが、茅ヶ崎警察署ホームページ上にある「市内の人身交通事故発生概況」にて、発生状況、発生時間帯や事故発生多発地区をお知らせしているので参考にいただければ、とのことでした。

引き続き、地域の皆様、茅ヶ崎警察署、本市が一体となり、危険な場所についての情報収集に努めていきます。

● 関連質問

第一中学校バス停前の南側の区間で、大雨が降ると片側一車線が完全に水没しています。車は水たまりを避けて反対車線に出てしまっている状況です。事故が起こる前に、道路の舗装工事をお願いします。

バス停からバスに乗車するために、水たまりを跨いでいます。道路の整備計画に含めてください。

【回答】道路管理課長

現地を確認した上で、対応を検討していきます。具体的な場所の提供をお願いいたします。

8 駐車場から出る車への指導について

雄三通り中央交差点の北側駐車場から出てくる車が危ないと感じています。左折で出れば問題ないのですが、ほとんどの車が右折で出ようとするので、自転車や徒歩で横断歩道を渡り駅方向に直進しようとする人と、車がぶつかりそうになります。

交通量の多い場所ですので指導をお願いします。

【回答】安全対策課

当該地については、店舗でも状況を把握し、交通整理を行う人員を配置していると伺っています。

御指摘の場所については本市としても危険箇所として注視いたしますが、引き続き、地域、商店会の皆様で対策を検討していただけたらと思います。